

## 税制調査会（第24回総会）議事録

日 時：平成27年10月23日（金）午後14時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

時間となりましたから、ただいまから第24回「税制調査会」を開会します。

本日は大変お忙しいところにもかかわらず、内閣府の高鳥副大臣、高木大臣政務官、財務省の岡田副大臣、大岡大臣政務官、総務省の土屋副大臣、森屋大臣政務官に御出席をいただいています。どうかよろしくお願ひします。

それでは、まず、高鳥内閣府副大臣から御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

### ○高鳥内閣府副大臣

ありがとうございます。

皆様、本日は、大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま御紹介にあずかりました内閣府副大臣の高鳥修一です。どうかよろしくお願ひします。

骨太の方針2015におきまして、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税制体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で将来の成長の担い手である特に若い世代に光を当てることにより、経済成長の社会基盤を再構築するとあります。このような方針に従いまして、その検討を皆様にお願ひしまして、夏以降、経済社会の構造変化についての実像把握を行っていただきました。現在は、これを踏まえた具体的な制度設計について御検討をいただいているものと承知しています。

引き続き委員の皆様におかれましては、専門的、多角的な御知見を存分に發揮していただきまして、この秋の論点整理に向けて積極的な御議論をお願ひしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

### ○中里会長

高鳥副大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、岡田財務副大臣から御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

### ○岡田財務副大臣

皆様、本日はお忙しい中、多くの委員、特別委員の皆様にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。私はこのたび財務副大臣を拝命しました岡田直樹と申します。どうぞお見知りおきをいただきますよう、よろしくお願ひします。

政府税制調査会におかれましては、今も高鳥副大臣からお話のありましたとおり、

骨太の方針2015に沿って、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しに関する議論を大変精力的に進めていただいていると承知しています。思いますに、税制というものは経済社会を支える一つの大きな重要なインフラであり、同時にその時々々の経済社会構造に基づいて構築をされる、まさに経済社会を映し出す鏡であるというように私は思います。このような中で、専門的かつ中長期的な視点に立って、税制のあるべき姿を御議論いただくという大変重要な役割を担っておられるのが政府税制調査会の委員の方であり、深い感謝と敬意を表する次第です。

最後に、中里会長、神野会長代理を初め、委員各位の充実した御審議をお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

### ○中里会長

岡田副大臣、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、土屋総務副大臣から御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

### ○土屋総務副大臣

このたび総務副大臣を拝命しました土屋正忠です。

中里会長、神野会長代理を初め、政府税制調査会の皆様には大変お世話になり、日頃から地方税を含めた様々な課題について御指導いただいております。厚く御礼を申し上げます。

また、現在、骨太の方針2015を踏まえ、人口構造や働き方の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しについて、個人所得課税を中心に精力的に御議論いただいているところと承知しています。

個人住民税は広く住民が地域社会の会費を分担するという性格や地方団体が提供する社会保障サービスなどの受益に対する対価としての性格を有するものであると理解しています。また、消費税導入に当たっても同様な御議論が行われたと考えているところです。地方を支える税として位置付けができる大変重要なものですから、委員の皆様方におかれましては、引き続き専門的、多角的な御所見を存分に発揮していただき、積極的な御議論をお願いしたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶です。

### ○中里会長

土屋副大臣、どうもありがとうございます。

それでは、本日の議題について簡単に説明します。

前回は個人所得課税セッションの第2回目ということで、所得再分配機能の回復という視点を念頭に置きつつ、個人所得課税の税率構造や控除のあり方について議論を行いました。この議論の中では、所得再分配機能を回復するためには、グローバル化や勤労意欲の維持・向上という観点も踏まえると、最高税率の引き上げよりも諸控除

の見直しによって対応すべきではないか。あるいは諸控除のあり方を議論するに当たっては、個人の事情にかかる配慮を行うために税額控除、ゼロ税率、または消失控除といった仕組みを採用している主要諸外国の例も踏まえつつ、幅広く議論していくべきではないかといった有意義な御意見をいただきました。

今回はこのような議論に引き続き、働き方・ライフコースの多様化や、これまでのセッションでも御意見のあった老後に備えるための自助努力と所得税について事務局から説明いただいた上で、これまでの個人所得課税のセッションを踏まえたフリーディスカッションを行いたいと思います。

また、本日は財務省の浅川財務官に御出席いただいています。

前回資料だけお配りしましたが、浅川財務官が議長を務めていらっしゃいますOECD租税委員会が取りまとめました「税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト」の最終報告書については、今月5日に公表され、8日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に報告されました。これは国際課税に関する国際的な協調の歴史において、非常に画期的かつ重要な役割を担うものです。このような画期的なプロジェクトがつつがなくまとまりましたのも、浅川議長の御努力、そして麻生財務大臣の強い御意思・御尽力によるものと理解しています。そのようなことから、これは日本にとって非常に意義のあることです。本日、所得税の議論に入る前に、浅川財務官から説明いただきたいと考えています。

それでは、申し訳ありませんが、カメラの皆様は御退席をお願いします。

（カメラ退室）

それでは、まずBEPSプロジェクトの最終報告書に関して、浅川財務官から御説明を頂戴したいと思いますから、よろしくをお願いします。

## ○浅川財務官

ありがとうございます。

所得税の議論の中に割って入るようで大変恐縮ではありますが、今、御紹介のありましたBEPSの最終報告書が今月ペルーのリマで行われましたG20の財務大臣・中央銀行総裁の会議で正式に了承されましたから、ごく簡単にその背景、特色等を説明させていただきたいと思います。

資料は、基本的には束としては総24－1ということですが、中でもA3の三枚紙と、厚めの「資料」というスライドのコレクションがありますが、この二つを見ていただきながらお話を聞いていただければと思います。

まず、厚手の資料の2ページをめくっていただきたいと思いますが、「『BEPSプロジェクト』の議論の背景」ということです。

これは読んでいただければお分かりになるかと思いますが、従来、国際課税の世界では、基本的には二重課税を排除していこうと考えています。例えば日本の会社がアメリカに支店を作って、アメリカの支店が利益を上げる。そうしますと、アメリカ

で上げた利益に関しては、当然源泉地国としてアメリカで課税権行使される。しかし、これは日本の企業の支店ですから、日本の居住地国としての課税権も行使されるということで、居住地国と源泉地国の課税の重複が起こる。これを排除しないと経済活動にとって非常に負担が重いということで、基本的にはずっと戦後一貫して二重課税の排除のためにはどのようなシステムが良いかということで来たわけです。

今回、BEPSプロジェクトが着目したことは二重課税の排除ではなくて、よく言います二重非課税です。double non-taxation。要は、居住地国にも源泉地国にもどちらも納税がなされていない。俗に言われますタックスヘイブン、軽課税国に利益が留保されていて、結局二重非課税が起こっているということの問題にしたわけです。

今回、OECDが多少粗い試算ではありますが、手元のデータを用いて、どのくらい多国籍企業の租税回避行動によって世界的に法人税収が失われているかという試算を行いました。幅はありますが、毎年1,000億ドルから2,400億ドルほど、日本円にしますとマックスで30兆円弱ほどの税収がこのような租税回避行動によって失われているのではないかという試算も今回出されましたが、いずれにしても、そのようなことは放置できないということかと思えます。

2 ページ目にお書きしましたことは、基本的に背景なのですが、一番上に書いてありますように、基本的には国家主権にぶら下がっている課税権というものと全く国境を意識しないで自由に動き回る企業の経済活動を捉えてのギャップ、生ずる課税ルールの抜け穴を利用した租税回避行動を防いでいこうということでした。

二つ目の丸に書いてありますことは、例えば幾つもある主要ルールの中の一つは「PEなければ課税なし」。法人税を非居住者に向けようと思ったらPE、何らかの恒久的施設があって、そこがリスクをとって経営判断に参画しているということがあって初めて法人税が課されるのですが、例えばこれを考えてみますと、電子商取引などはほとんどPEなるものが存在しない。ただし、利益を上げている。これを今後どのようにするかというチャレンジがあるわけです。

二つ目に書いてありますことは独立企業原則。これは移転価格税制上の概念ですが、親子会社間の関係を利用して価格を不当に操作して利益をシフトさせるということなのですが、これも現状を見てみますと無体財産権や、あるいは資本というものは全く自由にグループ企業間をグローバルに動く。このようなものに対して、果たして独立企業原則がしっかりと対応できているのであろうか。そのような問題意識が根底にあったわけです。

以上が2 ページですが、資料の1 ページ目に戻っていただきまして、そのようなことで3 年前、ちょうどこのプロジェクトを始めた時期が2012年6月でしたが、右下にBEPSプロジェクトの年表というところを見ていただければ、6月に始めて1年後の2013年6月にちょうど北アイルランドのロックアーンというところでG8のサミットが行われた。イギリスがホスト国であったわけですが、ここでキャメロン首相がこの

話を三つの主要議題のうちの一つに取り上げられて、首脳間でもBEPSに関して活発な議論が行われたということがあります。年表の三つ目です。

政治的にこのプロジェクトが思いのほかハイライトされることになったのは、リーマンショック以降の財政拡大に伴うファイナンスの必要性から各国それぞれ増税をお願いしている中で、個人、法人に増税をお願いする中で、このような多国籍企業のみが法律の抜け穴を利用して租税回避に走っていることは政治的に看過できなくなったのであろうと思いますし、あるいは実際にリーマンショック後の世界金融不況を軽減する中で、現に様々な国の間で所得格差が広がってきたという中で、このような問題を放置できなかったという政治的な背景があったのであろうと思いますが、いずれにしてもそのようなことでG8でも取り上げられ、G20でも取り上げられということで、プロジェクトがエンカレッジされてきたということです。

その後の年表を見ていただきますと、同年2013年7月にBEPS行動計画です。結局、多国籍企業は様々なテクニックを使って租税回避に走っていますから、15項目の行動計画を公表しまして、15項目にわたって抜本的に見直しをしないとなかなかこのような問題には対応できないという行動計画を発表させていただきました。

その後、行動計画を一つ一つ確認してきたわけですが、年表の下から二つ目、2014年9月、去年の9月に第一弾の報告書をブリスベンのサミットに提出させていただきました。そして、今月、9月にペルーのリマに最終報告書ということで15全ての報告書を提出させていただいて、来月、トルコでアンタルヤサミットがありますが、そこにも報告させていただこうということです。

以上が背景ですが、A3の大きな資料に目を転じていただけますでしょうか。まず、一枚目の「BEPSプロジェクトについて」。上の方は今、申し上げたようなことなのですが、下の方の三つの丸「『BEPSプロジェクト』の三本柱」と楕円形に描いたポンチ絵がありますが、要は先ほど申し上げた15の行動計画をグルーピングしてみると三つにまとまるであろうということにして、一番上にあるAというものは、ここに書いてあるように、グローバル企業が納めるべきところで税金をしっかりと納めるべきであるという観点から、今まで我々が戦後構築してきた国際課税ルールをかなり抜本的に見直しさせていただいたという、これがメインのエレメントです。

それをBとCが下から補強しているというイメージですが、Bのところは、まさに情報ディスクロージャーの向上でして、グローバル企業の活動に関する様々透明性向上に関してディスクロージャーのリクワイアメントを強化させていただいた、これがBです。

Cが、毛色が違うのですが、基本的にBEPSプロジェクトは今、申し上げたように二重非課税を問題にしたものですが、そうは言っても各国が今後BEPSプロジェクトを実行に移すプロセスにおいて、一時的に良いかもしれませんが、二重課税が場合によっては悪化する可能性があるという懸念が経済界にあったものですから、そののところ

は二重課税に対する従来の例えば紛争処理手続などもきちっと透明性を持って強化することによって、そのような経済界の懸念にも応えようとしたものがCの部分です。

以上より、Aがメインですが、これをBのエレメントとCのエレメントで支える。これで15の行動計画ができ上がっているというイメージです。

その次のページ、A3の2ページ目を見ていただきますと、最終報告書、これは15の行動計画がそれぞれ左のA、緑色に塗ってありますところは先ほど申し上げたメインエレメントでして、例えば電子商取引です。「(1) 電子経済の発展への対応」、これが行動計画1から始まって、(2)、これは行動計画2、3、4、5ですが、これが各国の国内法、制度の国際的一貫性の確立ということで、ここは実は今回のBEPSプロジェクトの一つの特色でして、各国の国内法にOECDがある意味では手を突っ込んだと申しますか、なかなかOECDはここまで今まで行わなかったのですが、国内法であっても協調しないとBEPSというものはおさまりませんから、ここに書いてありますハイブリッド・ミスマッチ、CFC税制、利子控除、有害税制等々、国内法制の協調を図るための勧告のグルーピングが(2)です。

(3)は租税条約、行動6、7がそれぞれ条約内容、PE認定に関してもこれまで以上の協調を図るような勧告がなされていますし、8、9、10は移転価格税制です。これは国内法ですが、ガイドラインを強化することによって、今まで以上のハーモナイゼーションを図るということです。したがって、左側にあります1から10までは、基本的には今までの国際課税ルールを見直してより協調の方向性を強めることによってBEPSに対応しようというメインエレメントです。

それを右側のB、先ほど申し上げたディスクロージャーの向上。これも幾つかありますが、行動13などは時々報道されています国別報告書、カントリー・バイ・カントリーレポートの話です。

最後、Cが「(5) 法的安定性の向上」ということで、仮に二重課税が生じたときには、しっかりとした紛争メカニズムの構築、強化をしていこうということで行動計画が別途出ていますし、行動15はマルチ協定の開発ということで勧告も出ているということです。

今のA3の資料の次の3ページ目をめくっていただけますでしょうか。

これは分かりやすいと思い例示したポンチ絵ですが、左に下にX国、軽課税国、タックスヘイブンです。これがありまして、ここにCash boxと言われる、資本は持っているが、全くのペーパーカンパニーである、自由な経済活動等は行っていない関連企業があって、これはX社です。その親会社が上のA国にあるわけです。基本的にはA国に利益が還元されるとA国で法人税が課されますから、何とかX国にあるペーパーカンパニーで、これはCash boxに利益をためようと思って利益の移転が起こるわけです。その手口は幾つかありまして、ここにお書きしたものが、上に関連会社Bというものがありますが、A国に子会社を設けまして、ここに対してX社が貸し付けを行う。

それに対して非常に多額の利子を払うことによってA国からX国に利益が移転できる。この利子支払いをどのようにコントロールするかということは一つの論点です。

その少し右下に関連会社企業C社というものがありますが、これもA国にある関連企業でして、ここが無形資産を開発する主体です。開発した無形資産を低価格でCash boxであるX社に譲渡する。このX社は低価格で譲渡された無形資産を使って経済活動を行うことによって利益をここにため込む。この無形資産の低価格譲渡に関してどのような規制、どのような税制を働かせるかというものがもう一つの論点ですし、あるいは少し下に同じくC社から、C社に対して当然無形資産を開発するときにCash box、X社、キャッシュはありますから、ここから研究開発費用が提供されるわけです。

それに対しては、法律上、収益の分配が行われるということですが、実際にCash boxたるX社は資本の提供はしますが、全くリスクを負わない、全く実体的な経済活動を行わないときにどのくらいのリターンを分配させることを許容するのであるかということが三つ目の論点ですし、最後に関連会社Y社というものが出てきますが、これはXでもない、Aでもない第三国がいきなり出てきて恐縮ですが、例えばX国はタックスヘイブン国ですから、通常、日本もそうですが、タックスヘイブン国とは租税条約は結ばないというポリシーなのです。したがって、このポンチ絵上はA国とX国の間には租税条約はないのですが、この間にY国を挟むことによって、Y国とA国、Y国とX国の間には租税条約があると仮定しますと、本来はX国のX社というものは租税条約上の恩典を受けられないのですが、Y国を挟むことによってその恩典を受けられるようにするという。これをどのようにして措置するか。実際にX社というものはほとんど実態のないペーパーカンパニーですから、本来、租税条約上の恩典は享受すべきではないという観点から、これをどのように否認していくかということも大きな観点です。

最後に、そのようなことを様々対応しつつ、それでもX社に残ってしまった留保利益をどのようにするかということは一歩左の上に行動3と書いてあるのですが、結局最終的にはCFC税制です。外国子会社合算税制によって、これをA社の親会社の所得に合算して、日本なら日本で法人税を課税していこうではないか。大まかに言えば、このような大きな枠組みですが、ここにお書きしたものはごく一般的なケースですが、恐らく企業というものはこのようなテクニックを様々組み合わせて租税回避を行っているため、今回のBEPSの行動計画も非常に多岐にわたる話になったということです。

以上を申し上げた後で、先ほどの厚めの資料に戻っていただきますと、具体的にどのような勧告があるかということを見ていただければと思いますが、例えば今、出てきました利子の控除制限、これは23ページをお開きいただけますでしょうか。

23ページに行動計画4、利子控除制限ルールという紙が入っています。今回OECDが勧告したことは、中央に書いてあります報告書の概要、固定比率ルールです。企業ごとに純支払利子を所得で割った比率を見ても、それが基準固定比率を越える場

合には超過部分の損金算入を否認する。これは日本も同じように過大支払税制というものは持っていますが、今回OECDで議論した結果、その基準固定比率を10%から30%ぐらいの範囲内に抑えようということが決まったのです。例えば日本の場合の現在の過大支払利子税制上50%となっていて、それより厳しめの数字が今回OECDから勧告されたものですから、これを捉えてどのようにするかという話は例えばあろうかと思えます。

同じ資料の31ページを見ていただきますと、これも先ほどポンチ絵に出てきましたが、行動計画6で租税条約の濫用防止規定です。本来、ペーパーカンパニーというのは租税条約上の恩典を受けてはいけませんが、第三国の居住者が不当に条約の特典を入れるとする場合にそれをどのように阻止しようかということで、ポイントは報告書の概要の2ポツと書いてあるところです。租税条約に一般的濫用防止規定として三つオプションがあります。ただし、どれかは必ず入れてくださいと書いてあるのです。

一つは主要目的です。二つ目は、PPTと言っていますが、主要目的テストと簡素版のLOB (Limitation On Benefit) です。三つ目に厳格版のLOBと限定的なPPT。幾つかオプションがありますが、いずれにしても何か濫用防止規定を必ず入れてくださいということが決まったのです。したがって、BEPS加盟国は今後の租税条約にはこのどれかを盛り込まなければいけない。日本の場合にはほとんどの場合にこれを盛り込んでいますから新たな措置は必要ないと思えますが、このようなことが勧告された。

ちなみに、主要目的テスト、PPTとかLOBは何であるかという話ですが、それはその次の32ページに書いてありますが、32ページの左側がLOB、特典制限条項、右側がPPT。一言で申し上げますと、どちらもペーパーカンパニーが条約上の恩典を享受することを阻止しようとする条項ですが、LOBの方はむしろ所得の受領者の属性、このような者であるならば享受して良い、このような者であるならば享受すべきでない、受領者に着目した特典制限規定です。それに対して、右側のPPT、主要目的テスト規定の方は、受領者ではなくて個々の取引に着目して、B国の中央に書いてあるのですが、条約の特典享受を目的としたある取引があるならば、その取引に関しては条約上の恩典の享受を否認していこうということですから、受領者ではなく取引に着目した濫用防止規定であるということですから若干性格の差はあるのですが、いずれにしても、このようなものを条約にして入れてくださいという勧告が出ました。

さらにTPに関して36ページを見ていただきますと、特に今回問題にしたことは、前回は御報告申し上げたように無形資産取引に対してどのようにTPを適用させようかという話ですが、今回、報告書の概要の②のところを見ていただきますと、無形資産の場合には特にそうですが、法的所有権のみで決めない。法的には所有権があっても具体的に無形資産の開発等に重要な機能を果たしている必要がある。そのときに初めてリターンを享受できる。

二つ目のポツには、そのためにリスクを引き受けるからには、それなりの財務能力

が必要でしょうということです。

逆に、先ほども絵に出てきましたが、三つ目のポツに、お金は持っているが、結果的に何も行っていない、何の機能も果たしていない場合、キャッシュボックスですが、その場合にはせいぜい享受すべき利益というものはリスク・フリー・リターン程度であって、それ以上のプレミアムは享受させるべきではないというような方針が書かれている。

四つ目のポツに、これは比較的大事であると思うのですが、ディスカウント・キャッシュ・フロー法と書いてあります。無形資産はなかなか頭からどのような価格が適正な価格であるか、独立企業間価格であるかということ是非常に評価しにくいので、むしろ無形資産、特許権なら特許権を利用して上がった収益から逆算して、このぐらいの収益が現実化したのであれば、当然根元となる資産の価格はこのくらいであったはずであると、収益還元法です。そのような方法を利用して無形資産の独立企業間価格を算定していこうという話も勧告されています。

③に所得相応性基準と書いてあります。これは今の無形資産の低価格譲渡の場合ですが、低価格で譲渡したが、結果的に譲渡された無形資産は金の卵であった。それを利用して経済活動を行ったら莫大な利益を上げた場合の対処方法なのですが、これは本当に金の卵であると知らずに譲渡をする場合もあるわけです。そうではない場合は、知っていて譲渡した場合には後からしっかりと、そこは追いかけて課税していこう、先ほどのディスカウント・キャッシュ・フロー法を使って改正していこうということですが、知っているか、知らないかということとをどのように判断するかということで、ここに書いてありますように、予測便益と実際の利益がある一定以上乖離したような場合には、やはりこれほど乖離したのであれば知っていたはずであるということ、後から追いかけていこうというような考え方です。どれぐらい乖離したかということではアメリカの場合、国内法で20%ということになっているのですが、例えばそのような考え方を入れたらどのようなものであるかという勧告をさせていただいたわけです。

45ページ、これは先ほど見ていただいたディスクロージャーの改善ということになるのですが、時々新聞等で書かれました国別報告書、カントリー・バイ・カントリーレポート、これは上の囲みの一番下に国別報告書とありますが、例えば日本なら日本の多国籍企業が様々な国に子会社を持っています。今まではこのようなデータはなかったのですが、今後は年に1回、親会社が、右側の下に国別報告書という囲みがありますが、例えば子会社ごとの総収入、所得、税額、資本金、従業員数、有形資産数、主要事業等、国別に出していただく。それを年に1回、国税庁に出していただいて、受領した国税庁は、例えばA国であったらA国の税務当局にそのA国の部分の情報を自動的情報交換で渡す。B国に渡す、C国に渡す。逆に、日本に子会社がある場合には、多国籍企業の親会社のある国の国税当局から、同様な情報を年に1回受領できるということ、これは何のためにこのようなことをするかというと、要は主として移

転価格税制上のリスク分析です。例えばある国の子会社は非常に従業員が多い、その割は非常に納税が少ないという場合には、もしかすると利益のシフティングが疑われるということで、リスク分析の最初の取っかかりになるであろうということで、このようなデータを今回とらせていただくということになったわけです。これが行動13です。

最後に54ページ、行動計画の15ですが、先ほど見ていただいたように、物によって国内法の改正をお願いするものもありますし、物によっては租税条約の改正をお願いするものもあります。例えば濫用防止規定などというものは租税条約の改正をお願いするものになるわけですが、ただし、今、このページの一番上の丸に書いてありますように、世界中で3,000本ほど条約があります。日本も五十何本持っていますが、これはほとんどの国で国会審議が必要になりますから、一本一本改正していくと何十年、何百年かかるかわからないものですから、それでは意味がないであろうということで、今、OECDが最後の行動計画で勧告させていただいたことは、一本のマルチ条約を作ろう。一本のマルチ条約を作って、BEPS関連規定は全部ここに盛り込もう。ここにサインをすればBEPS関連規定にももちろん限定した話ではありますが、その国が持っている二国間条約の当該部分を全て書きかえようということです。

租税の世界はなかなかこのようなマルチ協定は今までなかったのですが、これが成功するかどうか。今は交渉を始めたところです。

以上が15の行動計画の中の主要な部分ですが、先ほどA3の資料の3ページを見ていただきましたが、キャッシュボックスの例です。今、申し上げたような勧告を取り入れていただいて、それぞれ国内法を変えていただく。それから、租税条約を変えていただくことによって、先ほど申し上げたような様々な多国籍企業の使っている租税回避のテクニックに対応していこうということになるわけです。

最後に、今、見ていただいておりますA3の最初のページ、1ページ目に戻っていただけますでしょうか。

上の囲みの三つ目の丸、今後の取り組みです。とりあえずOECDとしては仕事を終えたのですが、今後、11月以降、何をするかということをつ三つです。

まず、①は今、申し上げたように、これはOECDの勧告が出ただけで、具体的に各国がしっかりと国内法を変えていただく、条約を変えていただかないといけませんから、それがしっかりとされるかどうか、モニタリングはしていきたいと思っています。それが①です。

②は、今回計画どおり全て勧告を出し切ったわけではなくて若干技術的な論点が残っていますから、そこは引き続き行っていこうということ。

③が大事ですが、せつかくBEPSを行ったのですから、G20だけで独占しないで、この成果をぜひ新興国や途上国にも均てんしていきたいということですから、技術支援等を通じて、BEPSに興味のある国があれば、ぜひBEPSプロジェクトをそのような国にも

広げていきたいという活動を今後していきたいということです。

最後にまとめですが、今回のBEPSを振り返ってみますと、幾つか感じたことがあります。

一つは、今までの二重課税の排除というものは、結果的にパイというものは決まっています、それを源泉地国と居住国でどのように奪い合うかという、そのような話であったのです。課税権の配分という話であったのですが、今回BEPSの二重非課税というものは質的に違うと思います。そうではなくて、企業が経済活動を本当に行った場所で適切な額の納税をすべきであるという、より租税の世界からすれば本質的な議論にタッチオンすることができたということが一つの感想です。

二つ目に、先ほども申し上げたのですが、為替や、あるいは貿易、今、TPPが合意されましたが、あのようなものに比べて恐らく租税というものは一番国際協調がなじみにくい分野ですが、そのようなことでややもして税の競争です。お互いに税率を引き下げあったり、このような財源の浸食を行いあったりするわけですが、それを止めようということ、むしろ税の競争ではなくて税の協調に向けて小さいかもしれませんが、第一歩を踏み出したのではないかというように思います。

特に先ほど申し上げたように、OECDが各国の国内法の方向性を勧告したということは新しい方向であると私は思っています。

もう一つは、これはOECDだけではなくてG20、中国やインドやブラジル、あのような新興国を巻き込んでルール作りをしましたものですから、よりルール作りの場としては従来のOECDの枠を超えたよりグローバルなルール作りになったのではないかと思いますし、究極的にはこれによって多国籍企業がうまくルールの抜け穴を利用して租税回避をしているということから来る税制に対する信頼感の喪失というものが少しでも回避できたら良いと思います。

## ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、国際課税ディスカッショングループの田近座長から一言お願いします。

## ○田近委員

まず、浅川財務官、どうもありがとうございました。

この総会に先立つ直前ですが、国際課税ディスカッショングループを開きまして、BEPS行動計画の最終報告について参事官室の緒方国際租税総合調整官から説明いただいて、短い時間でしたが、議論しました。

私自身の感想ではありますが、浅川財務官、租税委員会議長のお話を聞いていて、BEPS行動計画の雰囲気と言いますか風のようなものを感じていたのですが、原則としてBEPSの最終報告で、economic activity、経済活動とvalue creation、それに伴って価値が創られたところで課税する。その大原則をまず置いて、そこで二重課税、二重

非課税、も排除するというところで行動計画を立てて、それを担保するために制度の透明性の確保というものが書き込まれたと思います。

日本にとって、それは大変な価値があるわけですが、これは個人的な感想でもありますが、2009年度改正で、いわゆる全世界所得課税から、外国子会社からの配当を益金不算入にしたわけです。95%ですが。それに伴って日本の国際課税のあり方もBEPS行動計画の最終報告を踏まえて、より一層進化していかなければならないと思います。

そのような感想を持っているのですが、今日もディスカッショングループの皆様にも参加いただいています。今後は浅川財務官もおっしゃったようにBEPSプロジェクトの勧告を各国が法制化しないことには意味がないわけで、いよいよ税制調査会の出番になってきたと思います。膨大な報告書をどのように読み込んでどのように法改正をしていくかに関しては、まさにこれから研究を深めなければいけない。そのようなことで、国際課税ディスカッショングループにおいても、BEPSプロジェクトのこれまでの趣旨、そして、日本の国際課税の慣行、実態を踏まえて、どのような法改正をしたら良いのか、何を法制改正したら良いのか、それをどのようにすれば良いのかということはいよいよ組み込みながら議論していきたいと思っています。

その過程で、浅川財務官を初め、様々まさに問題の本質について伺わねばならぬことも多いと思いますが、引き続きよろしくお願ひします。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

この国際課税ディスカッショングループでは、田近委員は経済学者ですが、数式でない非常に法技術的な観点にもとても深く入ってきてくださいます。そのおかげで議論が随分円滑に進んでいくと思いますから、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問や御意見がもしありましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

浅川財務官、どうぞ。

#### ○浅川財務官

今、田近委員が日本にとってもメリットがあるとおっしゃっていただきました。実は最初、経済界の反応は非常にネガティブなものでした。要するに一つの理由は、日本の企業は恐らく欧米の企業に比べてそれほどタックスプランニングに精を出しているわけではない、リソースを費やしているわけではないにも関わらずなぜこのようなことにつき合わなければいけないかという反応が最初の反応であったのです。ただし、3年間たってBEPSを終えてみますと、多分日本企業にとってみたら幾つかのメリットがある。

一つは、日本企業であっても当然中国で活動し、インドで活動し、ブラジルで活動し、新興国というものは利益の源泉になっている。これはどの先進国でもそのよう

すが、それを巻き込んでOECDのルールが画一的にそのような国にも貫徹すれば、多分日本企業は相当程度中国で様々なことが税制上あると思いますし、インドの中でも様々な話を聞きます。そのような話が少しでも行われていけば、それは日本企業の海外進出に決してメリットがないことではないということが1つ。

もう一つは、皮肉のように聞こえるかもしれませんが、もし仮に欧米企業に比べて今、日本の企業というものはそれほどタックスプランニングにリソースを費やしていないということは、その分だけ若干損をしているかもしれないということです。そのときにタックスプランニングに関して厳しめの規定が全世界的に入るわけです。欧米企業を規律するわけですから。そのことによって、相対的には日本企業にとってメリットが出てくるという面は、結果論ですが、あろうかと思えますし、私は逆に言えばしっかりとしたルールの範囲内であるならば、もう少し日本企業もタックスプランニングにリソースを費やしても良いという気はします。

#### ○中里会長

どうもありがとうございました。

田近委員もおっしゃっていましたが、このプロジェクトは国際課税の国際的協調の歴史の中で、かつてない本当に画期的な取り組みです。今後は最終報告書の内容を各国で国内法に移すという実施段階に入っていきますが、我が国でも実施に向けた適切な対応を行うために、今回公表された最終報告書について専門的な議論が不可欠であらうと思えます。そのために国際課税ディスカッショングループにおいてぜひ議論を深めていただきたいと思いますから、よろしく願います。どうもありがとうございました。

(浅川財務官退室)

#### ○中里会長

大岡政務官と森屋政務官には、大変ありがたいことに、お忙しい中にもかかわらず、引き続き最後まで御臨席くださるということで、本当にありがとうございます。よろしく願います。

それでは、個人所得課税のセッションに入りたいと思います。財務省の住澤税制第一課長から説明をお願いします。

#### ○住澤主税局税制第一課長

よろしく願います。

それでは、総会資料の中で総24-2「説明資料〔所得税③〕」という資料がありますから、この資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

会長からありましたように、今回テーマとしましては目次のところにありますように、働き方の多様化に関連する問題、そして、老後の生活に備えるための自助努力に関連する問題、相互に関連をしていますが、説明をしていきたいと思えます。

1 ページ目以降は、実像把握のセッションにおいて説明した様々なデータの振り返

りです。重複がありますから簡単にポイントだけ申し上げていきたいと思ひます。

2 ページ、3 ページは飛ばしていただきまして4 ページから御覧いただきたいと思ひますが、これは従業員規模別の構成割合の推移ということで、どのぐらひの従業員の数の規模のところにとどのぐらひの雇用者の方があるかというものを左側のグラフに示してあります。従業員が300人未満といったような中小企業に勤めている方々が6割方であるという傾向があるわけではす。

右側の方は、従業員数規模別の役員の構成割合の推移です。御覧いただくと従業員数が一人といったような一人オーナー企業あるいは二人から四人といったような小規模な企業の役員の方が徐々に増えてきているといった傾向が伺えるわけではす。

他方、働いている雇用者の方々の中の変化ということで、5 ページ目ですが、非正規雇用という方々が増加をしてきており、現在、就業者全体の37.4%、4割弱を占めているといった資料もこれまで度々御覧いただき、議論になったところではす。

6 ページ、7 ページは、それを若年の男性、女性について説明した資料です。説明は割愛させていただきます。

8 ページ、転職の状況です。中小企業においては左側のグラフにありますように、従来から転職率が比較的高いという状況ですが、1,000人以上の大企業においても近年、長期的に転職率が増加しているといった傾向が伺えます。そのような中で右側のグラフにありますように、勤続年数が比較的に短期化してくる傾向がありまして、ライフコースが多様化してきているといった傾向が伺えるところではす。

9 ページ、共働き世帯が非常に増加しているという傾向、これもこれまでも何度も御覧いただいたものではす。

10ページ、女性の労働参加が進んできているということで、いわゆるM字カーブのM字のくぼみの部分が徐々に上の方に上がってきているという傾向が伺えます。女性の場合も職場と家庭を行ったり来たりするというところで、多様なライフコースを歩む方が増えてくるといった傾向が見えてくるわけではす。

11ページ以降は、自営業者の動向について分析をしたものではす。

12ページから御覧いただきたいと思ひますが、中小企業庁がまとめています小規模事業者の数の中で法人形態をとるものと、個人の形態をとっている者の数の推移を示してあります。緑色が個人業主ですが、80年代初めには400万人であったものが、現在200万人ということで半減をしています。その一方で法人数が増加をしてくる。法人成り等が進んでいる状況が伺えるということではす。

一方、この自営業者の年齢別の構成を見たものが13ページのグラフですが、ブルーの線が84年当時の年齢構成、30代、40代が中心でしたが、徐々に若年層の自営業者が減ってきてまして、現在では高齢化が進みながら自営業者全体が減ってくるといったような傾向が見えてきます。

そのような中で職種別あるいは業種別に自営業者の構造を分析しているものが14ペ

ージです。先般、実像把握のヒアリングの際に、日本総研の山田久研究部長が分析をされた伝統的な自営業と雇用的自営と言われるようなタイプの方々、この区分に基づきましてグラフを整理していますが、下側にありますような農林業の方や小売業のようなの方々、このような典型的な昔ながらの自営業の方々というものは、自営業者の中では相対的に減少してきていまして、代わりにSEや保険の外交をされている方、あるいはバイク便の運転をされている方といったような雇用者に近いような形態で働く雇用的自営といった方々の割合が、この30年ほどで2倍ほど増えてきているという状況にあります。

このような方々の数、絶対数としては100万人台の前半ほどということではさほど多くはないわけですが、15ページの方を御覧いただきますと、所得税の中で事業所得の申告をされてくる事業所得者の数が全体として380万人というところまで現在減ってきていますから、その中で雇用的自営と言われるような方々が100万人を超えるような規模にいるということで、四人に一人を超える規模で存在するということは、今後の税制を考える上では無視できない規模になってきているというように見ることもできるかと思えます。

16ページにおきましては、1回目の御説明の際に各国の税制を比較しまして、様々な論点を議論いただきましたが、各国の税制の構造を大きく二つのタイプに分けて整理をしています。

一つは上の方でして、所得の種類ごとの負担調整を主軸としまして、各所得の種類ごとに特別の控除を与えるというようなことを中心に負担調整をし、逆に人的控除、基礎控除や扶養控除などは小さ目であるというタイプ、これは我が国の所得税がこれに当たっているわけです。

他方、外国の所得税で多いタイプとしましては、下の方ですが、様々な勤労所得に関しては基本的に一体的な取り扱いがなされており、負担調整を行うのは家族構成やその方の所得水準あるいは障害の有無といったような人的な事情に配慮した負担調整を主軸として行う。このようなタイプの所得税もあるということで、これまで様々な議論いただいたところです。

それと関連しまして、そのような負担調整を行っていく際に我が国で中心になっている所得控除のほかに、様々な類型があるということで17ページですが、所得控除のほかにゼロ税率や、税額控除といったような格好で所得の多寡にかかわらずに一定の負担軽減が図られるような方法を適用しているドイツ、フランス、カナダといった国も存在するというのを第1回目に議論いただいたところです。このような所得税全体の構造として、所得の種類ごとに負担調整を行うのか、あるいは人的な事情に応じて負担調整を行うのか、また、その際にどのような負担調整を行っていくのかということで、これまでも様々な議論をいただきました。

その関連で18ページですが、所得税の課税最低限の内訳、単身について国際比較を

しています。前回説明した資料の一部ですが、ここでもブルーで塗っています控除やゼロ税率等の制度、これは所得の種類に関係なく適用される様々な制度を示しています。それに対して緑で塗っているものは給与に限定して適用される控除ということで、諸外国の場合、この課税最低限を画する際にも、所得の種類に関係のない中立的な扱いをしているケースが大宗であるという傾向が伺えます。

続きまして19ページ以降で、老後の生活に備えるための自助努力に関連する諸制度等について説明します。

20ページ、家計貯蓄率が長期的に低下傾向にあるということは先般説明したところでは、そのような中で21ページにありますように、金融所得課税の一体化ということで、利子、譲渡益、配当といった所得について20%でフラットな比例税率で分離課税をする。その中で損益通算の範囲を徐々に拡大してきた流れがあります。引き続きこのような改正を進めていく必要があるわけですが、そのような中で22ページにあるように、株式の譲渡所得が分離課税となっているということもありまして、申告所得税の中では高額な所得の方の負担率が低下傾向にあるという指摘も一方であります。このグラフは株式に関する税率が10%の時代のものとして、この翌年からは20%に引き上げになっていますから、そのうち国税分は15%ですが、このグラフが徐々に上の方に、右側の下がっているところが上の方にシフトしてくるということは期待されるわけですが、完全にフラットな状態に戻るということは恐らくないのではないかと思います。

このような右下がりになること自体は、株式の譲渡所得というものが長期間にわたって形成された所得が一時期に発現するという性質もあるため、ある程度の平準化が必要であるということ。また、諸外国でもそのような制度がとられているということからしますと、一義的に不当であると言うことはできないと思いますが、念頭に置く必要はあるのかということです。

23ページ、このような中で様々な貯蓄については、少額のものについて収益の非課税制度が設けられています。利子所得に関しては1の方ですが、障害者に限って昔からありますマル優というものが残されています。また、勤労者に限ってですが、住宅年金の財形貯蓄というものが合わせまして550万円まで非課税で貯蓄ができることになっています。また、近年この株式の譲渡所得、配当所得に関しまして、NISAの制度が設けられています。NISAの限度額は現在500万円、来年からは5年間累積で600万円に拡大しますが、この財形貯蓄の550万円やNISAの600万円という非課税限度額の水準は、我が国におきます子供から老人まで含めた全体の平均的な貯蓄額、一人当たりの平均的な貯蓄額にほぼ等しい額になっています。

24ページはこの経緯ですから、省略をさせていただきます。

25ページから27ページは、年代別に貯蓄の分布を示していますが、貯蓄が450万円以下という方が比較的増える傾向にあるというものが3ページの含意です。

28ページ、年金制度の体系を図示しています。我が国の場合、1階建ての基礎年金の上にサラリーマンの場合、厚生年金の2階部分があり、その上に様々な企業年金があるという構造になっています。

29ページ、このうち2階部分までの公的年金に関しましてはマクロ経済スライドが働いているため、長期的に所得代替率、現役の給与に対してどのぐらいの年金注入が確保できるかという代替率が5割に向かって長期的に低下していくことになっていきます。そのようになりまると企業年金等の役割が問題になってくるわけですが、30ページにお移りいただきますと、ブルーの部分が企業年金を実施している企業、そして、オレンジ色が一時金だけを実施している企業ですが、合わせたところで見ますと平成15年には86.7%が実施していたものに対し、平成25年では75.5%ということで10%ポイント以上減少してきています。企業年金を実施できるところが特に下の赤い点線で囲っている中小企業を中心に減ってきているという現状があります。

このような中で31ページを御覧いただくと、厚生年金の被保険者のうちで企業年金に加入できている方は4割弱。逆に言うと6割以上が加入できていないという現状があるわけです。

また、32ページで御覧いただくと赤い点線で囲ってあるところ、非正規の雇用の方々では、企業年金の適用を受けられている方は6%にとどまっているということです。

33ページからは、このような貯蓄や年金の世界について所得税の世界でどのような取り扱いが行われているかというものを、少し仕組みの面で整理をしています。

33ページは、1回目で説明しました所得の捉え方です。一番上の消費型あるいは支出型と言われている所得概念の場合は、消費課税と同じでして、所得のうち貯蓄に向けられる部分は所得から除外するという考え方です。これは後で説明する年金に関する取り扱いで登場するわけですが、我が国の所得税はほかの国の所得税と同じでして、下段の方の取得型所得概念、各年に発生した所得は基本的に課税ベースに取り込むという考え方をとっています。

この考え方下での各種貯蓄に対する扱いを示しているものが34ページの一番上の絵です。これが基本的な考え方ということで、貯蓄について拠出をする際には税引き後の所得から貯蓄をしてくださいということで、給与などから貯蓄に充てる分を控除するという考え方は基本的にとらないということが原則です。

また、運用して発生する利子や配当あるいは譲渡所得については運用段階で課税をするということで、いわばTTE、Tax、Taxで最後給付時点では課税しないという意味でExemptということでTTE型と呼ばれるタイプが原則です。

これに対して個人年金のような場合は、税引き後で拠出するというところは共通ですが、運用益に対しては給付時まで確定しないということで、給付時に課税をされるというタイプになっています。ただし、拠出時に生命保険料控除の適用があるという、わずかですが、例外があります。

それから、先ほど申し上げたNISAや財形貯蓄の場合は、税引き後で拠出をしていた。ここは原則どおりですが、運用段階で非課税にするということでTEE型と呼ばれるようなタイプの課税の仕方になっています。

35ページを御覧いただきますと、これは年金の取り扱いを示していきまして、ここでは先ほど説明した消費型所得概念に近いものが入り込んでいまして、拠出段階では事業主が拠出される場合、これは従業員にとっては経済的な利益ですから、本来、給与課税になるわけですが、あえて給与課税しないことで非課税にしていたり、また、④のところ個人型の確定拠出年金のような場合は、本人が拠出される際にそれを全額所得控除するという格好で非課税にしています。また、公的年金等の場合は社会保険料控除の適用で非課税になるということで、拠出段階で完全に非課税にしている。そのかわり出口のところ課税になるという格好で、いわゆるEET型という課税の仕方になっています。

ただし、年金払いの場合には公的年金等控除、一時金払いの場合には退職控除を適用した上で2分の1課税という扱いがなされています。

これを前提に36ページ、37ページでは、様々な就労形態別に適用されている制度がどのようになっているかということをおおざっぱですが、マトリックスにして整理をしています。

36ページは社会保障制度として、御承知のとおりですが、正規雇用の場合は厚生年金や協会けんぽなどの適用があるわけですが、他方で非正規の多くの方々、そして自営業者、この中には先ほど説明した雇用的自営と呼ばれるような方もいらっしゃいますが、このような方は国民健康保険、国民年金だけのカバレッジになっているということです。

それを前提に37ページでは貯蓄や企業年金、私的年金に関する措置がどのように分布しているかというものを整理しています。一番上は貯蓄等に対する制度ですが、NISAや個人年金あるいは障害者マル優といった制度は職域に関係なく適用される制度ですから、どのような働き方をしているかという基本的には適用されるということですが、財形貯蓄に関しては勤労者向けの制度ですから、勤労者にしか適用がないということが特徴です。

企業年金に関しては、オレンジ色で塗っているところが企業の任意で実施をされるということで、確定給付の企業年金あるいは確定拠出であっても企業型のもの、これは企業が判断をして実施をしている。このような企業年金に加入できている方は4割弱であるということは、先ほど申し上げたとおりです。

そのほかの方々、個人型のDCということで個人型の確定拠出年金という制度があるわけですが、この辺りについて控除限度額を含めた比較が38ページにありますから、こちらを御覧いただきたいと思っております。これは社会保険料控除で厚生年金等の保険料がどのくらい控除できているかというものを年収780万円の場合を例にとりまして図

示をした上で、その上に3階部分の様々な制度が乗っている姿を積み木状に図示しています。DBと書いてある左端の部分、これが確定給付型の企業年金ですが、これに関しては限度額なしで拠出ができますから、特に一部の大企業を中心に相当程度の拠出が非課税で行われているという実態があります。他方、企業型のDCの場合は66万円という限度額が基本的に設定をされており、また、個人型のDCの場合は27万6,000円といったような限度額が設定をされています。これらの限度額はこのような年金制度を設計する際に、ほかのタイプの制度で適用されている制度あるいはその中で実際にどのぐらいの拠出が行われているかということ参照しながら、一応、横並びを勘案して設定された限度額ではありますが、個々に見ていきますとやはり限度額にばらつきが出ているということは否めない状況です。

平成27年度の税制改正におきましては、吹き出しで書いていますように企業年金に加入されている方についても会社の方で控除限度額、例えば66万円というものをフルに使い切る、企業の方で拠出してくれるとは限らないものですから、枠の空いている方について個人型のDCの方にも加入可能にするといった見直し、あるいは右端の方で専業主婦の方もこの個人型のDCに加入できるようにするというところで、会社で働いていたときと連続的にこの制度の適用が受けられるといったような見直しを行いまして、かなり前進をしたところではありますが、職域、あるいは働き先の企業によって取り扱いが異なるという状況は依然として続いています。

続きまして40ページ以降では、前回までに出された主な意見をまとめていますから、ここは御覧いただきたいと思えます。

46ページ、47ページで先般、野坂委員から質問のありました障害者控除の見直しの経緯について資料を載せています。46ページは障害者控除が税額控除に変更されたときの考え方ですが、この控除が一種の国家補助のごとき性格を有しているということで、所得の大小にかかわらず同額とすべきという考え方で税額控除になった。そして47ページが所得控除に戻ったときの考え方ですが、税額控除の形になっているものから、どのぐらいの所得が斟酌されているかという程度が理解できにくいといったようなことや、一定程度の所得以上になりますと斟酌の程度が減少するというところで、追加的な費用を斟酌しているが、その意味が薄れていくという面あるいは税制の簡素化といったことで指摘があつて見直しがなされたということです。

また、野坂委員から宿題をいただいていたドイツ、フランスのゼロ税率の経緯ですが、フランスの財務省に照会しましたところ、1914年に所得税が導入された当時からゼロ税率の制度が設けられているということで、残念ながら当時の考え方まで現段階で確認できる状況にないということです。また、ドイツの場合は1958年にゼロ税率の制度に、これは所得控除から移行していますが、これについても現在、ドイツ財務省で確認をしていただいています。現在のところ答えがまだ返ってきていませんから、後日、報告をさせていただければと思います。

また、上西特別委員からゼロ税率、ドイツで適用されている場合に源泉徴収の税額表がどのようになるかという質問がありました。ドイツにおきましても給与収入の額に様々な控除や、ゼロ税率を含む税率表を適用した税額を12分の1したものを税額表として用いているということで、我が国の方法とほぼ同一の方法が用いられているということです。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

続いて、自治税務局川窪市町村税課長、お願いします。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

続きまして、総24-3、表紙に〔個人住民税③〕と書いている資料です。

今日の主題であります働き方、ライフコース、老後の備え、自助努力の部分に関しましては、総務省から特段に付け加えている資料はありませんから、個人住民税を検討していく際の留意点に関する部分と、前回の御議論の補足の説明ということで簡単に申し上げたいと存じます。

それでは、めくっていただいて1ページですが、個人住民税につきまして課税標準の計算の式を書いています。ここで申し上げたいことは、所得の種類による課税非課税の別や、所得計算上の控除と呼ばれている部分です。この部分までは所得税と同一の計算をしていますということで、そこから先の人的控除等、以下のところで個人住民税について所得税と別の数字が設定されているという仕組みになっていることを、前提としての制度として御覧いただければというものです。

次に2ページからは、前回までの議論にもありました課税最低限が所得税と違っている、低めに設定されていることについての考え方の整理ですが、この税制調査会のこれまでの議論でも2ページにありますものが昭和39年の時の答申、そこでもより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うという観点から、課税最低限について差異があるべきというようなことが述べられており、その後、2ページの下は昭和61年の抜本見直しについての答申、また、次の3ページは平成12年の時の答申ですが、それぞれ負担分任の分かち合いや応益性という観点、また、自治意識の涵養という観点について指摘がされているというものです。

4ページと5ページも、その平成12年の時の答申の該当部分でして、それぞれ地方自治を支える税ということ、所得税よりもより広い範囲の納税者が負担を分かち合うということが整理されています。

また、6ページではこのような考え方が平成24年に成立をしています税制抜本改革法の中でも、法律の中に定められている、法律の条文としてこの地域社会の会費的性格という部分や、その性格をより明確化する観点から、所得控除の金額が所得税の金額の範囲内になっているということが法律の条文として規定されているという状況です。

また、7ページは金子宏教授の『租税法』の一部ですが、ここで基礎にある思想はということで、地方団体の住民等は当然にその経費を分担し合うべきであるという考え方があるということ、また、7ページの一番下の方ですが、課税最低限を高く設定しますと納税者の数が減ってしまって住民税と言いつつも、総人口に対する納税者の割合が低くなってしまうことになると、負担分任の趣旨に合わないという考え方がとられているという記述があります。

8ページは、この課税最低限につきまして所得税と異なっていることにつきまして、前回の御議論の際に最低税率が個人住民税で10%、所得税で5%、これが仮に課税最低限が合っていたら、ある収入水準からいきなり15%の税率で税がかかり始めることになるという問題点も一方にあるのではないかという指摘がありましたが、この点を図示するとこのような感じであるという図を作ってみたというものです。

9ページからが、個人住民税の関係で独自の課税と言いますか、団体によって税率に受益と負担の関係から差を設けることも大切な観点で、そのようなことができなくなるようなことは、また慎重に考えるべきではないかという御指摘もいただきましたが、それに関するファクトということで、9ページは現在、個人住民税の所得割と均等割について、標準税率よりも高い税率あるいは逆に標準税率よりも低い税率で課税をしている団体がこれだけ存在しているという事実関係の資料です。

10ページからは、前回、前々回の議論にありました前年所得を基準として課税をしているという今の個人住民税の仕組みに関しまして、所得税と同様の、いわゆる現年課税に変更することが可能かという論点もあるのではないかという指摘に関するものですが、この点につきましては10ページにありますように、特に企業の事務負担の観点から現年課税化については慎重な検討あるいは現年課税化については反対であるという意見が最近でもいただいているところであるということが10ページです。一方、11ページは、これまでの税制調査会におけるいわゆる現年課税の問題についての書きぶり、答申についての資料でして、引き続き検討あるいは可能性について検討ということで、その際の留意点として納税者や特別徴収義務者の事務負担について言われているというものです。

12ページと13ページは、仮に、ですが、給与所得に関するいわゆる天引きによる課税を維持しつつ、これをもし所得税と同様な現年における天引き制度に変えることができるならば、どのようなことが考えられるかということで、事務的に検討した時の資料ですが、12ページが1年間働いた後の翌年1月1日時点の住所地市町村に課税権ありということになり、そこで1月中に出てきた給与支払報告書に基づいて確定税額を市町村の方で計算し、それを企業に通知をして、翌年6月から5月の12カ月で、12分の1ずつ天引きをしていただくという制度になっているという仕組みです。仮にここを現年の方にするというものが13ページですが、いわゆる仮取りの趣旨での毎月の天引き徴収をしつつ、最後の12月に黒い枠の中に①、②とありますが、年間給与収

入総額が12月まで来ると確定するというので、それに基づいて計算した確定税額に合わせつけるような年末調整を企業の場合において行っていただくことをしようとしませんが、13ページの上の方にアンダーラインで書いていますが、所得税の場合にまずどこに納めるかということについては、要は国に納めるということになるわけですが、個人住民税の場合、現年の所得を得ている前の1月1日時点の市町村が課税権を持つことになると、企業の方でこの従業員Aさんについては何市が課税権を持つのかということを一義的にはまず企業で判断ということが出てきます。これについては、確定税額を市町村から通知されることに比べますと、企業の方にその判断リスクが移転するという問題が企業側からは割と大きな問題として指摘をされています。

また、二つ目の黒ポツにあるように、年末調整事務を行うといった場合、地方税については税率自体も違うということがありまして、先ほど説明しましたように均等割はかなり県によって違いますし、例えば所得割の方も横浜市では微妙に税率が高いということがありますから、そのような様々なところに従業員が分布している企業においては、これを一人一人確認して、12月に年末調整を行うことは大変であるということが、これまで一番大きく言われている問題点です。それ以外にも様々論点があるわけですが、このような問題点を考えつつ、慎重に引き続き検討を進めているということが現状です。

14ページは、負担調整の手法の前回説明した資料ですから割愛をさせていただきます。15ページ以降は前回までの主な意見を整理したもののため、国税の資料と同様、御覧いただければと存じます。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたお二方の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ありましたら発言いただきたいと思います。

前回までのセッションでいただいた主な意見、皆様の意見を事務局説明資料に付けていますから、これも参考になさってください。なお、本日御欠席の佐藤委員、森特別委員、石井特別委員から意見書が提出されていますから、これもお手元に配付しました。

それでは、どなたかありましたら。上西特別委員、どうぞ。

#### ○上西特別委員

所得課税全般をオーバーホールの見直しの中で、所得再分配機能を強化するという方向性はおおむね了解事項ではないかと思っております。所得階層別の分析で家族構成別の分析、地域別の分析が行われてきた中、今回の就労形態別の分析が詳細に行われました。就労形態別に横並びで分析していただきまして非常に分かりやすかったと思います。

28ページを見ますと、3階建て部分については強制加入でないものもあるのですが、

約2,000万人が3階建て部分を持っていません。また36ページ、37ページを見ていただきますと、右端の専業主婦、第3号被保険者はまた別の議論として、左側三つの正規雇用労働者2分類と非正規雇用労働者の計3分類で、ここで一つ線が引かれると思うのです。その右側の自営業者が2分類ありますが、この労働者の中で確実に違うものが非正規労働者です。それは37ページの図を見ると、老後の備え等に対する自助努力や資産形成について、退職金共済と企業年金と制度が違うというものの退職金の準備として使われているわけであります。小規模企業共済も前回山田特別委員がおっしゃったように、我々自営業者の退職金制度ですが、この広義の退職金を見ても、非正規の方たちの制度は保障されていないわけです。

所得再分配機能の回復等の考え方は重要であると思うのですが、社会保障と税を一体で見たときに、税としては所得再分配機能の強化です。ところが、社会保障の制度によっては社会保障制度が一つ一つは適切に設計されたと思うのですが、全体を見たときに漏れている、抜けている、十分日が当たっていない人たちがいることは事実です。したがって、私たちは税制調査会ではありますが、必要な範囲で社会保障制度についても言及すべき必要があるのではないのでしょうか。それは、税だけでは解決し得ないものですから、社会保障制度についても横並びで見たときに、制度が適用されない方、選択肢のない方たちについても適用できるようにしないと、税だけでは老後の保障というものは難しいと考えます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

古賀特別委員、お願いします。

#### ○古賀特別委員

若者、子育て世帯、女性の活躍、そして今、上西特別委員がおっしゃったように税金の役割、社会保険料の役割、社会保障制度の役割、この辺りを少し整理しながら議論をしないと、税だけでの対応ということでは限界があるのではないか。これまでも出ていますが、そのことをあえて一つは申し上げておきたいと思います。

二つ目は、給与所得控除についてです。これまで複数の委員の方、諸外国との比較で給与所得控除というものは日本では非常に額が大きいのではないか、あるいは実額控除化すべきではないかという意見が出されています。

まず大前提をしっかりと再認識する必要があると思うのですが、この給与所得控除については大きくは勤務費用の関係の概算控除と、他の所得との負担調整の二つの意味と、そしてその両方がそれぞれ2分の1であるとの解釈が2012年度の税制改正において明確にされたということ。これを大前提として押さえておいて、その上で実態として給与所得を得るための必要経費が様々拡散していく中で、現在の特典支出控除における必要経費の適用範囲が実情に合っているかどうか。この辺りもかなり疑問があるのではないかと思います。

したがって、これらの設計においてはもう一度検証をし直すべきではないか。このことについて課題提起をしておきたいと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、梅澤特別委員、お願いします。

#### ○梅澤特別委員

僭越ながら、これからの進め方の提案です。過去数回にわたって極めてインテンシブに様々なインプットをいただいて、様々な議論をしてきたのですが、そろそろ我々同じインプットと同じ発言を繰り返しているのではないかと。少なくとも私自身はそのような気がしている。効果が逡減してきているように思います。

提案は、大枠の一番重要な論点から順番にYes or Noあるいは案1、案2、案3どれを選びますかという形で議論を進めていただいて、大枠を決めた後で重要な各論の議論をしていくという形で、ここから先進めていったらどうかと感じています。

大枠の論点、何があるかともし私が問われれば、今、一つお二人がおっしゃっていた税と社会保障まで含めて一体で全体の構造を考えましょうというものも多分、大枠の論点であると思いますし、制約条件としてある税収中立というものをどのような時間軸で、どこまでの範囲で中立を考えるのかというものも重要な論点であると思います。

ちなみに私見で申し上げれば、税収は減っても結果的に社会保障給付も減るような打ち手であれば、それは良いのではないかとという前提で臨んだ方が良いのではないかと考えています。

次の重要な論点と考えることは、公平、中立、簡素の大原則のうち、今回特にどのように優先順位を置くのか。これも明確にしておいた方が良いのではないかと感じています。その上で正規対非正規の問題、あるいは年齢感の問題、あるいは法律婚対事実婚の問題などというような各論の議論に入っていくという形でしていくと、我々の議論が同じことの繰り返しではなくて、一步一步前に進んでいくのではないかと感じています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

今回は資産課税について、これはまだ余り触れていませんから、これを行って、その後、何回か今、梅澤特別委員がおっしゃったような意見の整理をしていくことになりますから、そのときには御意見を反映させるように努力します。また今後ともお考えがありましたらおっしゃってください。ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

抜本的に何が中立か、何が公平かを考えていくという意味で三点ほど意見を申し上げ

げさせていただきます。

まず一点は、課税最低限の問題ですが、一人一人がタックスペイヤーとして社会の中でどのような役割を果たし、どのように貢献し生きていくかということを考える上で、全く納めないということはない方が良い。全員が必ず広く薄くという言葉がありますが、例えば10円でも100円でも、その10円、100円も負担になるという方もいらっしゃるかもしれませんが、全く納めないで良いという空白の層を作るべきではないのではないかということが一点目です。

二点目は、働き方の多様化というものをそれこそ今まで随分勉強させていただいてる中で、例えば給与所得と事業所得を分ける意味というものが今日的には余り感じられないのではないかと。むしろそのようなことが不公平を逆に生んでしまうのではないかと。所得の種類を考えると、少なくとも事業所得と給与所得というものは今までのような形で分けるということはいかがなものか。捕捉の話もありますが、マイナンバーが入ってくればまた事情も変わってくるでしょうし、あるいは申告制についてもこれはよく考えていくべきであると思いますし、教育の過程の中における税制に関する教育も少し早い時期からどのように取り組んでいくかということも考えていくべきであるし、ここは梅澤特別委員がおっしゃったように税制の中だけで完結するのではなくて、様々な分野と一体となってこの国全体、社会全体を考えるべきではないかと思っているということが二点目です。

三点目は、老後の生活の自助努力というテーマが随分何度も出てきましたが、ライフコースによって物すごく細分化されていまして、先ほどの説明にもありましたが、そうすると受益者負担ということを一層進めていくべきではないかとは思いますが、行い方によっては不公平が生じるということがないように、もう少し一律の、行い方によってはというところが出ないような税制上の支援の大きさが異なってしまうようなことがないように整えていくという考慮も必要ではないかと思っています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田委員、お願いします。

#### ○大田委員

社会保障と税を一体で捉えないと、全体のデザインができないということは私も賛成です。

それ以外に三点申し上げます。

財務省の資料の16ページに税負担の調整のあり方のイメージ図があります。働き方が多様化していることを考えますと、上の段のような所得の種類ごとの負担調整ではなくて下の段、所得全体に対して控除を適用するという方法に変えるべきではないかと思えます。

その際、経費控除の仕組みを整理して、なるべく実額の控除に近づけていく必要が

あると思います。給与所得控除につきましては実務面も考えると小さめの概算控除を設けて、申告を希望しない人はその概算控除を使う。それ以外は実額を申告する形にする。事業所得の場合も共通の概算控除を適用することにしておけば、雇用的自営の方もカバーされるのではないかと思います。

二点目、23ページに少額非課税制度の説明があります。勤労者だけに適用される財形貯蓄というものは公平性の観点から問題があると思います。住宅財形貯蓄への優遇措置は廃止して、年金への非課税年金貯蓄は勤労者に限らず全ての人が使えるようにして、老後に目的を絞った非課税枠を作った方が良いのではないかと。その場合は預金と株と両方使えるような仕組みにしておく方が良いのではないかと思います。

38ページで年間拠出限度額の現状が出ていまして、勤め先企業の福利厚生が老後の格差につながっていく形が出ていますが、少なくともこの格差を税が拡大してはいけないと考えます。森戸教授が言われるように、一定の非課税枠を等しく適用して、個人がそれぞれ選択して非課税枠を企業年金で使うのか、確定拠出年金で使うのかを選択できるようにする制度が良いのではないかと思います。

#### ○中里会長

細かな制度まで言及していただきまして、ありがとうございます。

林特別委員、お願いします。

#### ○林特別委員

質問ですが、住民税の現年課税のところで事務負担の議論ということは一応分かったつもりでいるのですが、これは要するに給与所得者の所在地をいつアイデンティファイするかの問題があるのでしょうか。例えば12ページのスライドで言うと、平成27年の給与の支払いに対して課税されるのはどこかというところ、平成28年1月にどこに住んでいるかというところ、そこで決まるわけですから、結局例えば平成27年12月に違うところに行けば、そこで決まるのではないですか。このような極端なことも当然起こり得るわけですから、そうであれば平成27年1月の所在地で課税するというところで決めてあげれば、事務上の負担というものは、少なくとも今いただいた資料を見る限りは起こらないような気がするのですが、間違っていれば指摘していただくとありがたいと思います。

そうすると事務上の負担はなくなると思うのですが、もう一つは所得税での課税一般の話なのですが、学術的な分析の結果からと言いますか、学会で大体分かっているような結果から対比して幾つかお話をさせていただきたいと思います。

特に累進課税の研究というものは最低課税で昔から行われてきたのですが、極端なモデルを使うと限界税率がトップの方でゼロになるという議論があるのですが、現実的な想定に基づいたシミュレーションを行うと、様々な国で大体この最適な税率というものが出てくるわけです。私も日本に対して個表データを使って行ったことがあるのですが、おおむねの場合50、60よりは高くても良いという結果が大部分であると思

ます。したがって、トップの限界税率を現行よりも高くすることは、特に私は問題ないと思っています。これが一つです。

二つ目は、賃金率が低い人たちの税率をどのようにするかという分析があるのですが、その場合はプラスの税率ではなく、マイナスの税率を課するということが最適であるという結果があります。マイナスの税率とは、補助をするということです。実際の制度に対応すると、いわゆる給付付き税額控除で賃金補助を行いましょうということになります。この辺りの学術的な議論というものは、多分ここで議論されていることの潮流にかなり合っていて、さらに税収中立ということをおっしゃるのであれば、多少トップの限界税率を上げて税源を作り出して、その給付付き税額控除的な賃金補助を多少行っても、そんなに財政的に変な制度にはならないと私はと思っています。

#### ○中里会長

現年課税の点については川窪市町村税課長。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

先ほど総務省の資料の12ページ、13ページで早口で申し訳ありませんでしたが、現在の制度は今、指摘いただいたとおり平成27年中の所得について言えば、その1年間働き終わった後の平成28年1月1日時点の住所地で課税をするということにして、それはいわばその3カ月後に迎える平成28年度分の住民サービスの財源に使わせていただくという格好になっています。

これに対しまして、仮に現年、当該年における課税をということで13ページのようなことを行うとするならば、さすがに仮に徴収している期間に納める先が分からないというわけにはいかないであろうし、そこを不確定にもできないであろうということで、この13ページのイメージは今の27年中の収入ということについて言えば、働き始める月である平成27年1月1日時点の住所地に課税団体を決めてしまう。アイデンティファイしてしまうという前提といたした上で、そのようにしたとしても企業にとって1月1日の住所地がどこであるかということは、ある意味従業員の方がそう言っているにすぎないため、市町村が本当に自分のところに課税権があると言って事後的に納税通知を送ってくるという今の制度に比べれば、企業の立場から見ると不安定性が増すという批判が現実にあるということが一点目。

二点目の方は、どの団体にということを納め先の選択というよりも、団体によって税率が違ったりするということが住民税の一つのむしろ必要性もあって、そのような課税自主権もあるわけですから、そのような中で納めるべき税率が従業員の住んでいる場所によって違うということを全て対応することが、いずれにしても今より大変になるであろうという批判があるという意味です。

#### ○中里会長

林特別委員、どうぞ。

#### ○林特別委員

どこに住んでいるかということは私は今の職場でも年に2回ほど住民票を出しているため、単に従業員から住民票を出させれば良いのではないかとということが一点。

二点目は、今の税率が違うことも計算は後年度でもその点は変わらないような気がします。少し教えていただければと思います。

#### ○中里会長

川窪市町村税課長、お願いします。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

一点目につきましては、そのような1月1日時点の住民登録が分かるような住民票というものを出示してもらうという実務負担がどうしても増えてしまうということが一つと、住民票だけでなく今の制度の下でも住民票は実家に置いたままだが、現実にはここに住んで働いているという場合に、その住民登録地外課税というものの方が正しいという実態の時には、そちらで課税することもありまして、現行制度はそのようなことを調整した後にうちが課税権を持つ市であるという市役所から通知が来ることになっていますから、企業の立場から見れば、言われたとおりのところに納めれば良いということになるのですが、そこがどうしても企業の方の1月時点での最初の天引き、そして納入先がどこかということを経営側が判断しなければいけないことは、それなりのリスクなり負担なりと受け止められているという問題が残っています。

それから、金額計算につきましては、現在は賦課課税ですから、様々な税率の差などを市町村の方で計算をした結果、12分の1ずつこの額を天引きして納めてくださいと通知をしているのですが、この13ページの絵はそれを仮に今の所得税と同じように、12月の給与支払い時に企業の方で最終額まで調整することにするならば、それを企業の方でこの人は横浜市で、この人は川崎市であるというように判断していかなければならないという実務上の負担が増えるということです。それを今度年末調整をしきらないようにということになると、今、年末調整で納税が終わっている方々について、追徴課税、あるいは還付という実務を全員について行わなければならないということがまた別途出てくるという問題もありまして、なかなかこの問題はあちらを立てるとこちらが立ちにくいというような性格の論点が残るといった事情です。

#### ○中里会長

よろしいですか。それでは、野坂委員、お願いします。

#### ○野坂委員

本日も大変参考になる資料の説明ありがとうございます。

簡単に四点申し述べたいと思います。

まず前回の私の質問に対する回答ということで46ページ、47ページ、資料を調べていただきまして勉強になりました。この中で興味深いと思ったことは47ページ、私たち政府税制調査会の大先輩、昭和41年、およそ50年ほど前の中間報告ですが、このペーパーの中にも税制の簡素化の要請に応える意味からもと書いてあります。50年前か

ら簡素化というものが大きなテーマであって、永遠のテーマであると。常に時代に合わせて、そのときにどのような簡素が望ましいのか。大先輩たちも悩み、考えていらっしやったのであるなと思います。したがって、我々も今の時代に合わせた簡素化を考えなければいけないということを、このペーパーから読み取りました。

二点目は、今日のペーパーで私が関心を持ったものは15ページ、雇用的自営等の関係のイメージ図ですが、事業所得者の中で4分の1ほど雇用的自営等である事業所得者のニーズがある。また、今後増える可能性があるということでした。今、政府はベンチャー企業の育成や起業に力を入れています。恐らく今後このような形の新しい雇用形態と言いますか雇用的自営といったパターンが増えてくると思いますから、税制あるいは社会保障を考える上で、この新しい働き方、まさに新しい勤労形態の変化に応じたものを、我々も視野に置いて考えていく必要があると思いました。

三点目は、今、安倍総理が掲げていらっしやる一億総活躍社会との絡みです。いま一つまだ一億総活躍の概念がよく分からない点もあるのですが、総理がそのような目標を掲げている以上、私たちが税制の議論でも税制でどのようなことが考えられるのか、その点はウオッチしなければいけないと思うのです。いずれにしても、元々の一億総活躍というものがいま一つはっきりしていませんが、今後そのはっきりした段階で、それに合わせながら議論をすべき点かなと思っています。

四点目は梅澤特別委員の発言と関連しますが、今日のペーパーでも40ページから前回までに出された主な意見、相当私たち議論してきたということがこの主な意見、ほとんど論点整理に近いようなペーパーです。これをベースにさらに深掘りをして、恐らく様々な立場の方の意見ですから、なかなか一本化ということは難しいと思います。それゆえに税制調査会としては、いずれ様々な選択肢、考え方を私たちとしてまとめるような形で広く世間に呼びかける、訴えるということが求められているのかなと思います。

いずれにしても再分配機能を強化するためにはどのようにあるべきなのか、元々の命題である若者、子育て世代あるいは女性、そのような方々に光を与えるためにどのようにするか。この主なる意見に相当数入っていますから、これをさらに肉付けするようなことを望みたいと思っています。

#### ○中里会長

一億総活躍というものは国民全員がヒューマンキャピタルの価値を高め、そこから生まれるであろうキャッシュフローの額を増やすように努力しましょうという、したがって今ここで議論していることとかなり密接にリンクしているのではないかと個人的に思っています。

それでは、土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

資料の説明どうもありがとうございました。

まず今日の財務省の資料で34ページからのまさに年金などの課税に関するところについて、意見を述べさせていただきたいと思います。

上西特別委員おっしゃったように、確かに制度がある種、林立しているため、受けられる年金と加入できない年金とが様々な職種などによって違っているというある種の不公平があるということはよく分かります。ただし、私も筋は違いますが、独立行政法人改革の議論に関わったことがあって、そのときに当然ながら独立行政法人で年金を運営しているところがあって、そのようにすると職種によっても年金制度は違う。しかし、年金という仕組み自体は同じですから、運営をある種、統合化するなどして行えばどうかというような意見を有識者として述べています。それは別の仕組みですから、ここの年金はあちらの年金とは違います。このようなことを割と強調しておっしゃられて、結局統合できずに至っているというわけです。

年金の給付の仕組みについて、もちろんこれは賦課方式なのか積立方式なのか、様々それぞれの制度によって違っていたりするというのもあって、確かに上西特別委員おっしゃるように、税制でできないところで年金制度そのものの抜本的な見直しというものがなされれば、それは理想であると思うのですが、私の感覚からしても、独立行政法人が営んでいる年金制度それだけとってもなかなか統合は進まないという状況で、職種や営んでいる事業によって差異がないような形で年金制度を、特に公的年金ではなくて上乘せの企業年金や、貯蓄の促進、退職金共済など、それぞれを統合するという事はなかなか難しい。

それならばむしろ税制でできることとの対応で考えれば、給付する段階で同じような給付の金額であれば、それに対してはしっかり課税すべき者には課税をするということが必要なのではないかと。財務省の説明資料でTEE型やEET型など様々書かれているわけですが、はっきり言えば我が国の年金制度は税制優遇が受けられるものについてはEEEに近いような、つまりほとんど税金がかかっていないという、EE少しだけTのような形になってしまっているということであると、ただでさえ年金制度は林立していてそれぞれ入れる年金と入れない年金があるという不公平がある上に、給付までも課税されていないということであると、そこでは不公平がそのまま残ってしまう。そのような意味では上西特別委員の意見をより私としてもサポートしたいという意味で言えば、公的年金等控除というところにまさに企業年金なり税の優遇が受けられる年金が入ってくるわけで、そこを含めたところの課税の見直しというものが、それを多少サポートすることになるのではないかと思います。

もう一点は、林特別委員がおっしゃった最高税率の話です。確かに経済学的な分析では、そのような最適な最高税率というものはもっと高いのではないかと。あるのですが、それは日本だけその仕組みにのっとって高い税率にしたときにどのようになるかということ。ほかの国の実証研究でも、実際の税率よりも高い税率が理論的には望ましいという結論が出ていたりするのですが、実際はそのような高い税

率を適用していなかったりするわけです。そうすると日本だけ突出して高い税率を適用して、シンガポールや香港などはあえて言わず、G5の国だけであるとしてもやはり突出して高くなってしまふということのバランスというものは悪いのではないか。少し揶揄して言えば、最高税率を上げただけでは余り大きな財源は出てこない。

それに比べて前回の第23回の総会的时候には、財務省の資料にもありましたが、中間所得層の実効税率が例えば社会保険制度が似ているドイツやフランスよりも低い。スーパーリッチと言われているようなところは今日の資料もありましたが、総合課税されている所得の中でのスーパーリッチの実効税率というものは、決してそこまでは低くなくて、むしろ分離課税されているということなどから実効税率が下がってくるということであるということであれば、むしろ一つの可能性としては金融所得に対する課税、税率を今20%ですが、少し上げるといふことはサポートになるのではないかとということが考えられます。

それと難しい問題は、結局、税収中立ということを考えてときに、大まかに言えば低所得の方には税負担が軽くなる。高所得の方には税負担が重くなる。このようなことで税収中立ということになると思うのですが、その境目、閾値が幾らになるかということを考えるだけでもなかなか大変である。つまり例えば700万円以上の方はおおむね増税になり、700万以下の方はおおむね減税になるということであるとすると、所得分布からすれば過半の方は減税されるエリアに入っているということなのですが、それでも本当にそのような案が政治的に受け入れられるのかということ、結構厳しいのではないか。中間所得層の少し上の人たちは、そのようなものは反対である。しかし、減税になるという人も別にその減税をサポートしてくれない。そうすると1,000万円や1,500万円など境目が上に上がっていけばいくほど財源がなくなって、低所得者対策にお金がつぎ込めなくなるという構図になってくるため、そのバランスというものを、もちろん境目はどこかということを決める必要は全然なくて、社会実態に合った控除の見直しをする中で結果的に決まってくるものであると思いますが、そのようなところも私の心配としてはあるところなんです。

#### ○中里会長

それでは、山田特別委員、お願いします。

#### ○山田特別委員

重複をできるだけなくすように、意見とそれに関する質問です。

私も16ページの税負担のあり方のイメージ図の下の制度の方が良いのではないかと考えているものですから、それとの関連で、いわゆるクロヨン、トーゴーサン問題が以前言われたころに比べて、二つの意味でなくなりつつある、もしくはほとんどないのではないか。その辺りの実態をもう少し教えていただけないかという観点で、15ページなのですが、事業所得者の数が400万人弱になっている。そのうち、たしか12ページで小規模事業者が400万人から200万人ほどに減っているという事実を足し算すると、

事業所得者そのものの絶対数がトータルで大分減ってきているのではないか。すなわち捕捉が完全ではない人の対象者数が相当減ってきているのではないか。その辺りどうなのでしょうか。

次に、15ページを見ますと雇用的自営業というものが110万人にもなっているということですが、この雇用的自営業というものの収入は実はほぼサラリーマンに近いほど捕捉できているのではないのでしょうか。私の推測が当たっているとすると、その点でもクロヨン、トーゴーサン問題が大分希釈化されていると考えて良いのではないかと、このところも併せ踏まえて、どうも先ほどの16ページの下の方で良いのではないかと感じます。

#### ○中里会長

では、住澤税制第一課長お願いします。

#### ○住澤主税局税制第一課長

まず事業所得者の数が減っているかどうかということですが、資料の15ページに示しています事業所得者の数というものは、右上のところにありますように税額があり、還付になっている人、税額はなしだが、何らかの理由で申告している方、全て含んだ数字ですが、統計上この数字、少し遡っていくことに限度がありまして、税額ありだけですと遡れるかと思うのですが、そのような限界があるということをお願いした上で、税額ありの方で見ていくと、確かに事業所得者の数というものは長期的に低落傾向にあるということですが、

それから、雇用的自営に入るような方々の収入の捕捉ということですが、先般も議論がありましたが、雇用的自営と呼ばれる方々の中で例えば保険の外交員や、スポーツジム等でインストラクターを行っているような、そのような教授をしているような方々というものは、源泉徴収の対象になっていますから、そのような方もかなりいらっしゃる。他方で源泉徴収というものはタイプによってあるものとないものがありますから、中には一部、例えば請負でSEのような仕事をしている方については源泉徴収がなされていないケースがある。それは時代に合わせてこれまで見直しをしてきているわけですが、その辺りの課題はあるということはこの間、議論があったとおりです。

#### ○中里会長

ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、増井委員、お願いします。

#### ○増井委員

3回の個人所得課税セッションを通じた感想を申し上げます。概要や沿革から始まって国際比較や実情など様々なデータをお見せいただき、浮かび上がってきた感触が本日の財務省資料16ページの図ににじみ出ているという感じを持ちました。これが大田委員の第一点と、先ほど山田特別委員のおっしゃった点に関係します。私も所得の種類に応じた負担調整よりは、図の下の方の所得全体に対する調整の方が良いと思

います。

16ページのところは、今日のプレゼンテーションでは国際比較でこのようであるとおっしゃいましたが、歴史的にみるとシャープ勧告の姿に戻るようなところがあると思います。ただし、現在はゼロ税率やクレジットなどの様々な選択肢が視野に入ってきているため、そのようなところを含めた工夫が可能であるということではないか。

そして、現在は所得の種類ごとの負担調整が主体という図の上の方にありますから、下の方に移行するとなれば変えなければいけない部分がある。そこでのポイントが古賀特別委員のおっしゃった給与所得控除です。また、社会保険料の拠出と給付のあり方を含めたところで考える。これは土居委員がおっしゃったように私も実質上はEETではなくてEEEではないかという気がしています。この辺りが各論のところで検討すべき論点だと思いました。

#### ○中里会長

的確なまとめありがとうございます。

それでは、田中特別委員。

#### ○田中特別委員

今までの税制調査会を通じて感じていることは、税と社会保障は一体で考えないと所得や年代等、各層における負担の配分を容認してもらうのは厳しいなと思います。実際に社員の手取りがここ数年で相当減ってきているのです。それは単純に消費税が上がったからというような話ではなくて、社会保険料の負担も大きくなっていることから、実感として非常に負担が大きくなっている。これは同様に企業にとっても同じことです。それについては税だけではなくて見直すべきであろうと思っています。

それから、控除については様々な考え方があると思うのですが、今までの控除の理由というものと並行して、再分配をどのように考えたら良いのかという両方の視点で考え直すことが必要なのかなと思います。それから、働き方の多様性ということもあるということですから、これについては今後の課題になると思いますが、対応する必要がある。税額控除ということも言っていますが、それも含めた上で全体にしっかりと柔軟に対応する必要があると思います。

それから、今日話が出た現年課税の問題なのですが、企業にとって源泉徴収の負担というものは非常に大きい。それを今の住民税も含めて、住民税の方は複雑になっているわけですから、それはどこに住んでいるかということだけではなくて、計算、調整も含めて企業に任せるということは、非常に負担が増大するのではないかと考えています。

#### ○中里会長

あちこちの自治体に書類と言いますか源泉徴収簿を送るということなのですね。

#### ○田中特別委員

計算しろと言われると、それに合わせて全部行いますから、今は所得税ならば一律

に計算はできなくはないのですが、それは難しいのではないかと。

#### ○中里会長

失礼、地方税ですから、源泉徴収ではなくて特別徴収でした。失礼しました。

それでは、岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

本日いただいた資料の中では、財務省からいただいた資料のうちの33ページ以下の部分で、所得概念に基づきその後、貯蓄等に対する課税のイメージということ非常に分かりやすくまとめていただいたのではないかと思います。

老後の生活に備えるための自助努力と所得税ということが本日の一つのテーマであると思うのですが、この観点から見たときに、今日の整理の中では、所得税の基本的なパターンであるところのTEEというものが実は例外であって、現状の認識としては既にTEEあるいは最初のところで引いてしまうEから始まっているというパターンが、どちらかというとも既に原則化されているという認識をしても良いのではないかと思います。

この問題は、老後のための貯蓄ということではありますが、実は貯蓄ということになると二元的所得税との議論との間で、貯蓄収益の課税をどのようにするかという線引きの問題が一つあるかと思います。

もう一つは、老後ということではありますと、この問題を考えていくときに退職所得課税をどこまで視野に入れるかという問題もあるかと思います。

さらにもう少し広げて申し訳ありませんが、例えば若いときに住宅を取得するということを考えますと、この住宅取得が消費なのか貯蓄なのかということは随分議論があるところでありまして、そのような住宅取得税制との関係も少し議論をした方が良いのではないかと思います。もう少し進めて、所得分類といった考え方からシャウプ勧告に戻るということを考えていくと、公的年金に係る所得といったものを雑所得とする所得税法35条第1項という規定をなお維持するのか、それとも私的年金等を含めた総合的な貯蓄に対する課税といったものを考えていくのかということも、今後の議論になるかと思います。

様々な年金制度があって、それについては様々な事情があるということは土居委員や増井委員からもおっしゃっていただいたかと思いますが、このようなもののほとんどは様々な省庁が恐らく法律ではない通達等も含めた形で金額等を決めてきているのではないかと、あるいはボーダーが決まっているようなところもあるのではないかと思います。租税としてはこのような形にできればとらわれずに、一つの大きな枠で貯蓄あるいは少なくとも老後のための貯蓄との関連でいくかどうかという、これは非常に難しいと思いますが、そのような問題になってくるのではないかと思います。

例えばNISAといったものは、これは老後かどうかということは全然問題にしていないのですが、何かそのような要件を置いた制度を考えていくかどうかという切り口に

なるのかなと思いました。

これは抽象的で申し訳ありません。

#### ○中里会長

おっしゃることはとてもよく分かります。ありがとうございます。

個人所得課税について、これで3回にわたって議論を重ねてきましたが、これまでも来年の中期答申に向けて、秋の適当なタイミングでこの個人所得課税を中心に論点整理のようなものを行う必要があるのではないかということは何回か申し上げてきているところです。

これまでの議論を踏まえつつ、どのような整理をさせていただくのが良いか、改めて機会を設けて皆様に相談したいと思っています。

次回は資産課税についてこれまでの歩みやその構造を把握しつつ、今後の検討課題の洗い出しなどを行っていきたいと思います。詳細は改めて事務局から御案内をします。

本日はこれで終わりにします。ありがとうございました。

[閉会]

#### (注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。